

富山県立大学学則（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 運営組織（第8条—第17条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第18条—第20条）
- 第4章 入学（第21条—第29条）
- 第5章 授業科目、履修方法及び課程修了認定（第30条—第39条）
- 第6章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍（第40条—第46条）
- 第7章 卒業及び学士の学位（第47条—第50条）
- 第8章 授業料、入学料、入学考查料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料（第51条—第52条）
- 第9章 附属施設等（第53条—第58条）
- 第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生（第59条—第65条）
- 第11章 賞罰（第66条—第67条）
- 第12章 受託研究及び共同研究（第68条）
- 第13章 公開講座（第69条）
- 第14章 補則（第70条）

第1章 総則

（目的）

第1条 富山県立大学（以下「本学」という。）は、広く知識、技術を授け、高度な専門の学芸を深く教授研究するとともに、多様な個性の開発を促し、人間性豊かな、創造力と実践力を兼ね備えた有為な人材を育成し、併せて、学術と生活、文化、産業等との有機的連携を進め、科学技術の拠点として、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己評価に関して必要な事項は、学長が別に定める。

（学部及び学科）

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

工学部 機械システム工学科
知能デザイン工学科
情報システム工学科
生物工学科
環境工学科

（学科の目的）

第4条 各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（1）機械システム工学科

ものづくり技術の基本となる専門分野とともに、環境に配慮した安全な社会の構築に役立つ新しい科学技術に関する教育研究を行い、基礎的な専門知

識及び技術を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

(2) 知能デザイン工学科

電子工学、機械工学及び情報工学を基盤として、先端技術の融合された領域の理論及び技術を修得するための教育研究を行い、技術開発を行うことができる専門性を備えた人材を養成すること。

(3) 情報システム工学科

情報工学、計算機工学及び通信工学を基盤として、各種情報システムを高度化及び知能化するソフトウェア及びハードウェア技術に関する教育研究を行い、情報システムの体系的な知識を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

(4) 生物工学科

微生物、生化学、有機化学、植物、食品及び生物情報に関する教育研究を行い、環境にやさしいグリーンバイオテクノロジーの研究及び開発に携わるために必要な基礎的な知識及び技術を備えた人材を養成すること。

(5) 環境工学科

循環型社会の構築、自然との共生及び地球環境の保全に関する教育研究を行い、地域から地球規模までの環境問題に広い視野で解決策を提案できる知識及び技術を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

(学生定員)

第5条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
機械システム工学科	50人	200人
知能デザイン工学科	50人	200人
情報システム工学科	50人	200人
生物工学科	40人	160人
環境工学科	40人	160人

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第26条から第28条までの規定により入学した学生又は第42条第1項の規定により転学科した学生は、それぞれ第29条又は第42条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学できない。

(大学院)

第7条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、富山県立大学大学院学則に定める。

第2章 運営組織

(職員)

第8条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
3 本学に第1項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長その他必要な職員を置くことができる。

(工学部長)

第9条 本学の工学部に工学部長を置き、その学部の教授をもって充てる。

2 工学部長は、工学部に関する校務をつかさどる。

(附属施設の長)

第10条 第53条から第56条に定める附属施設に施設の長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 第57条に定める附属施設に施設の長を置く。

(学生部長及び入試・学生募集部長)

第11条 本学に学生の厚生補導に関する事務を処理するため学生部長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 本学に入学者の選抜及び学生の募集に関する事務を処理するため入試・学生募集部長を置き、本学の教授をもって充てる。

(事務局)

第12条 本学に事務局を置き、事務局長は、事務職員をもって充てる。

(名誉教授)

第13条 本学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつたものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(客員教授等)

第14条 本学に客員教授又は客員准教授を置くことができる。

2 客員教授及び客員准教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教育研究審議会)

第15条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長を置く場合は、副学長

(3) 工学部長

(4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、学長が指名する職員

3 教育研究審議会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教授会)

第16条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、及び本学の専任の教授をもって組織するものとする。

3 第8条第3項の規定により副学長を置く場合には、当該副学長を教授会の組織に加える。

4 前項に規定する者のほか、必要に応じ、本学の専任の准教授及び講師を教授会の組織に加えることができる。

5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 前二号で掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意

見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

6 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び工学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

7 教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（委員会）

第17条 本学に、特定の事項を審議するため、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第19条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第20条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特に必要があるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、学年の初めに学長が定める。

第4章 入学

（入学の時期）

第21条 入学の時期は、毎年4月とする。

（入学資格）

第22条 本学に入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃

止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (8) 本学において、学長が別に定める入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学志願の手続き)

第23条 入学志願者は、入学志願書に入学考査料及び学長が別に定める書類を添えて、指定の期日までに、学長に提出しなければならない。この場合において、学資の支弁が困難で入学考査料の猶予を理事長に願い出た者は、入学考査料を納付したものとみなす。

(合格者の決定)

第24条 入学志願者に対しては、学力検査、出身学校長の調査結果等による選抜を行い、学長が合格者を決定する。

- 2 入学志願者のうち、推薦入学者及び外国人留学生については、前項の規定にかかわらず、学長が別に定める方法により選考することができるものとする。

(入学手続き及び入学許可)

第25条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、学長が別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。この場合において、学資の支弁が困難で入学料の減免又は徴収の猶予を理事長に願い出た者は、入学手続きを完了したものとみなす。

(編入学)

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教員養成所を卒業した者

(再入学)

第27条 第44条の規定により、退学を許可された者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第28条 他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）に在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第29条 前3条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、学長が決定する。

第5章 授業科目、履修方法及び課程修了認定

(授業科目)

第30条 授業科目は、総合科目、基礎科目、外国語科目、キャリア形成科目、専門基礎科目、専門共通科目及び専門科目に類別する。

- 2 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

3 各授業科目の授業時間数、履修方法等は、学長が別に定める。

(履修科目の申請)

第 31 条 学生は、毎学期始めの指定された期間に、当該学期において履修する授業科目を工学部長に申請して承認を受けなければならない。

2 単位を修得した授業科目は、再び履修することができない。

3 学生は、工学部長の承認を得て他学科の授業科目を履修することができる。

(履修科目の申請の上限)

第 32 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

2 前項の授業科目の履修申請の上限に関する事項は、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第 33 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、年 35 週を原則として行う。

2 授業科目に対する単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 講義及び演習については、30 時間の授業をもって 1.5 単位とする。

(4) 実験、実習又は実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 34 条 所定の授業科目を履修した者の当該科目修了の認定は、原則として試験によるものとし、その試験に合格した者には、単位を与えるものとする。

(試験)

第 35 条 試験は年 2 回とし、学期の終わりに行う。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。

2 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめ、その旨を学長に届け出なければならない。

3 前項に掲げる者には、追試験を行うことができる。

4 試験の成績は、S、A、B、C、不可とし、不可は、不合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 36 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学等との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により修得した単位については、60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 前 2 項の規定は、第 43 条の規定により留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 37 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位については、学長が前条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により修得した単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前既修得単位の認定)

第 38 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履

修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位の数は、編入学、転学等の場合を除き、学長が第 36 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合も含む。）の規定により修得した単位数、及び前条第 1 項の規定により修得し、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

（大学院における授業科目の履修等）

第 39 条 学生は、工学部長の承認を得て、本学大学院工学研究科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、卒業の要件となる単位数に算入することができない。

第 6 章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍

（休学）

第 40 条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 か月以上修学することができない学生は、許可を受けて休学することができる。なお、疾病による休学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、なお引き続き 1 年以内の休学期間の延長を願い出ることができる。

- 3 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

- 4 休学期間中にその理由が消滅したときは、届け出て復学することができる。

- 5 休学期間は、第 6 条第 2 項に規定する在学年限及び第 47 条に規定する在学期間に算入しない。

（転学）

第 41 条 他大学等への入学又は転入学を志願しようとする者は、その事由を付し、学長の許可を受けなければならない。

（転学科）

第 42 条 本学の学生が工学部内の転学科を希望する場合には、欠員の状況等により選考のうえ、学長はこれを許可することができる。

- 2 前項の規定により転学科を許可された者の在学すべき年数並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、学長が決定する。

（留学）

第 43 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第 6 条第 1 項に定める修業年限及び第 47 条に定める在学期間に含めることができる。

（退学）

第 44 条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする学生は、保証人が連署した書面により学長に願い出なければならない。

- 2 退学後 2 年以内にその理由が解消したときは、学長の許可を受けて再入学することができる。

第 45 条 学長は、長期にわたる欠席又は疾病その他の理由によって修学することができないと認められる者及び成業の見込みがないと認められる者に休学又は退学を命ずることができる。

（除籍）

第46条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第6条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第40条第3項に定める休学期間を超えて、なお修学することができない者
- (3) 第52条の規定により出席停止を命ぜられ、督促してもなお授業料又は入学金を納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第7章 卒業及び学士の学位

(卒業の要件)

第47条 本学を卒業するためには、4年以上（編入学又は転入学した学生については学長が別に定める期間）在学し、別表第2の左欄に掲げる科目の区分に応じ、機械システム工学科、知能デザイン工学科、情報システム工学科及び環境工学科にあっては同表の中欄に掲げる単位数以上の単位を、生物工学科にあっては同表の右欄に掲げる単位数以上の単位を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第48条 前条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の意見を聴き、学長が、卒業を認定する。

(学士の学位の授与)

第49条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学位記を交付し、学士（工学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学位の名称)

第50条 前条の規定により学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

第8章 授業料、入学金、入学検査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料

(授業料等)

第51条 授業料、入学金、入学検査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料（以下「授業料等」という。）の額及び徴収の方法は、理事長が別に定める。

2 その他授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(授業料等の未納者に対する措置)

第52条 学長は、授業料を別に定める納付期限までに納付しない学生に対し、出席停止を命じ、又は除籍することができる。

2 学長は、入学金を別に定める納付期限までに納付しない学生を、除籍することができる。

第9章 附属施設等

(附属図書館)

第53条 本学に附属施設として附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(地域連携センター)

第54条 本学に附属施設として地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。
(キャリアセンター)

第 55 条 本学に附属施設としてキャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関し必要な事項は、学長が別に定める。
(計算機センター)

第 56 条 本学に附属施設として計算機センターを置く。

2 計算機センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。
(生物工学研究センター)

第 57 条 本学に附属施設として生物工学研究センターを置く。

2 生物工学研究センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。
(福利厚生施設)

第 58 条 学生の福利厚生を図るため、福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 10 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受 講生及び外国人留学生

(研究生)

第 59 条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を学長は更新することができる。

(科目等履修生)

第 60 条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生が特定の授業科目を履修したときは、第 34 条及び第 35 条に基づき、当該科目の単位を与えることができる。

3 科目等履修生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

4 科目等履修生は、学年又は学期ごとに許可する。

(特別聴講学生)

第 61 条 他大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研修員)

第 62 条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修員として受け入れることができる。

2 研修員の研究期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(県民開放授業受講生)

第 63 条 本学において、特定の授業科目を受講することを志願する者があるとき

は、教育に支障のない範囲において、県民開放授業受講生として受講を許可する。

2 県民開放授業受講生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 県民開放授業受講生は、学年又は学期ごとに許可する。

(外国人留学生)

第 64 条 外国人で本学に留学を志願する者があるときは、学長が別に定める方法による選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規定)

第 65 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 66 条 学長は、操行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対して表彰を行うことができる。

(懲戒)

第 67 条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反した者又は学生の本分に反する行為をした者を懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続は、学長が別に定める。

第 12 章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第 68 条 本学の学術研究に資するため、受託研究又は共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 69 条 本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座については、受講者から必要な実費を講習料として徴収することができる。

3 公開講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 14 章 補則

(委任)

第 70 条 この学則(第 51 条を除く。)の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、

履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1の知能デザイン工学特別講義2の規定については、この限りでない。

- 3 旧学則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当の規定に基づきなされたものとみなす。

別表第1 (第30条関係)

(1)教養科目

授 業 科 目		単位数
総 合 科 目	教養ゼミⅠ	1
	教養ゼミⅡ	1
	日本事情Ⅰ	2
	日本事情Ⅱ	2
	経済学Ⅰ	2
	経済学Ⅱ	2
	社会学Ⅰ	2
	社会学Ⅱ	2
	法学	2
	科学技術と社会	2
	富山と日本海	2
	環境論Ⅰ	2
	環境論Ⅱ	2
	日本語表現法	2
	日本文学	2
	芸術学Ⅰ	2
	芸術学Ⅱ	2
	人間と文化	2
	近現代史	2
	国際関係論	2
	海外留学科目	2
	健康科学演習	1
	心理学Ⅰ	2
	心理学Ⅱ	2
	心の社会学	2
	倫理学	2
	哲学	2
生理衛生学	2	
基 礎 科 目 ※ 1	数学Ⅰ	2
	数学Ⅱ	2
	物理学Ⅰ	2
	物理学Ⅱ	2
	化学Ⅰ	2
	化学Ⅱ	2
	生物学	2
	数学物理学演習Ⅰ	1
	数学物理学演習Ⅱ	1
	化学実験	1
	物理実験	1
	基礎数学	1

	基礎物理学	1
授 業 科 目		単位数
基 礎 科 目 ※ 2	数学	2
	物理学	2
	化学 I	2
	化学 II	2
	生物学 I	2
	生物学 II	2
	生物学演習	1
	化学演習	1
	化学実験	1
	生物学実験	1
	基礎化学	1
	基礎生物学	1
基 礎 科 目 ※ 3	数学 I	2
	数学 II	2
	物理学 I	2
	物理学 II	2
	化学 I	2
	化学 II	2
	生物学	2
	化学演習	1
	数学物理学演習	1
	物理実験	1
	基礎物理学	1
	基礎化学	1

授 業 科 目		単位数
外 国 語 科 目	英語基礎 1	1
	英語基礎 2	1
	英語基礎 3	1
	英語基礎 4	1
	総合英語 1	1
	総合英語 2	1
	総合英語 3	1
	総合英語 4	1
	英語特別演習 1	1
	英語特別演習 2	1
	英語特別演習 3	1
	英語特別演習 4	1
	英語入門 1	1
	英語入門 2	1
	ドイツ語 I	1
	ドイツ語 II	1
	中国語 I	1
	中国語 II	1
	日本語 I	1
	日本語 II	1
<p>・※ 1 は、機械システム工学科、知能デザイン工学科及び情報システム工学科に適用する。</p> <p>・※ 2 は、生物工学科に適用する。</p> <p>・※ 3 は、環境工学科に適用する。</p> <p>・日本事情 I 、日本事情 II 、英語入門 1、英語入門 2、日本語 I、日本語 II の履修は、外国人留学生に限る。</p>		

(2) キャリア形成科目

授 業 科 目		単位数
キ ャ リ ア 形 成 科 目	キャリア形成論	1
	トピックゼミⅠ	1
	トピックゼミⅡ	1
	プレゼンテーション演習	1
	技術者倫理	2
	※1 企業経営概論	2
	インターンシップA	2
	インターンシップB	1
	※1 技術英語	1
	※2 技術英語 1	1
	英語資格試験対策ゼミ	1
・※1は、機械システム工学科、知能デザイン工学科、 情報システム工学科及び環境工学科に適用する。		
・※2は、生物工学科に適用する。		

(3) 機械システム工学科

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
専 門 基 礎 科 目	情報環境演習 1	1	専 門 科 目	エネルギー基礎科学	2
	情報環境演習 2	1		エネルギー基礎科学演習	1
	線形代数	2		エネルギー変換工学	2
	工業数学 1	2		エネルギー移動論	2
	工業数学 2	2		流体工学	2
	工業数学 3	2		流体工学演習	1
	数値解析	2		流体機械	2
	確率・統計	2		冷却設計学	2
	確率・統計演習	1		航空機概論	2
	工業力学	2		材料力学 1	2
	工業力学演習	1		材料力学演習	1
	電気・電子工学	2		材料力学 2	2
	化学工学	2		材料力学 3	2
専 門 共 通 科 目	機械製作実習	2		構造力学	2
	機械製図	2		機構学	2
	形状モデリング演習	2		機械力学	2
	基礎 CAE	2		機械力学演習	1
	機械システム工学実験	2		機械設計学	2
	専門ゼミ	1		機械設計学演習	1
	エコ工業デザイン	2		メカトロニクス概論	2
	総合機械設計・製図	2		機械制御工学	2
	機械システム工学特別講義	2		生産システム工学	2
	卒業研究	8		CAD/CAM	2
				LCA工学	2
				LCA工学演習	1
				信頼性設計	2
				自動車工学	2
				材料科学工学	2
		材料学演習		1	
		材料強度学		2	
		機械材料学		2	
		環境材料学		2	
		溶接・鋳造工学		2	
		機械加工学		2	
		塑性加工学		2	
		プラスチック加工学		2	

(4) 知能デザイン工学科

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
専 門 基 礎 科 目	コンピュータシステム概論	2	専 門 科 目	コンピュータ工学	2
	コンピュータシステム演習	1		電磁基礎論	2
	線形代数	2		デジタル回路	2
	確率統計及び演習	1.5		デジタル回路演習	1
	工業数学1及び演習	1.5		電子回路	2
	工業数学2及び演習	1.5		物性基礎論	2
	工業数学3及び演習	1.5		量子力学	2
	工業数学4及び演習	1.5		材料力学	2
	情報数学及び演習	3		機構学	2
	工業力学及び演習	3		機械力学	2
電気回路及び演習	3	熱・流体力学	2		
専 門 共 通 科 目	メカトロニクス概論	2	材料加工学	2	
	プログラミング	2	機械材料学	2	
	プログラミング演習1	1	設計工学	2	
	プログラミング演習2	1	材料力学演習	1	
	機械製作実習	2	制御工学演習	1	
	機械製図演習Ⅰ	1	先端電子材料	2	
	機械製図演習Ⅱ	1	光エレクトロニクス	2	
	知能デザイン工学実験1	2	センサ・アクチュエータ工学	2	
	知能デザイン工学実験2	2	プラズマエレクトロニクス	2	
	知能デザイン工学概論	2	ナノ分析法基礎	2	
	知能デザイン工学特別講義1	2	パターン情報処理工学	2	
	知能デザイン工学特別講義2	2	知的システム工学	2	
	専門ゼミ	1	制御工学1	2	
	卒業研究	8	脳情報学	2	
		ヒューマンインタフェース工学	2		
		制御工学2	2		
		ロボット制御工学	2		
		ロボット設計工学	2		
		計測工学	2		
		有限要素法基礎	2		
		マイクロ・ナノ加工学	2		
		バイオ計測基礎	2		

(5) 情報システム工学科

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
専 門 基 礎 科 目	線形代数	2	インターネット工学	2	
	工業数学1	2	コンピュータ工学	2	
	工業数学2	2	アルゴリズムとデータ構造	2	
	工業数学3	2	アルゴリズムとデータ構造演習	1	
	工業数学4	2	情報応用工学	2	
	確率システム	2	データ処理工学	2	
	情報数学	2	システムデザイン工学	2	
	コンピュータシステム概論	2	半導体素子工学	2	
	コンピュータシステム演習	1	集積回路工学	2	
専 門 共 通 科 目	ソフトウェア基礎	2	情報デバイス工学	2	
	プログラミング1	2	情報理論	2	
	プログラミング演習1	1	大規模通信システム工学	2	
	プログラミング2	2	ネットワーク設計論	2	
	プログラミング演習2	1	情報システムと地球環境	2	
	プログラミング3	2	生体情報工学	2	
	プログラミング演習3	1	光通信工学	2	
	電気回路1	2	情報伝送理論	2	
	電気回路2	2	無線伝送方式	2	
	電子回路	2	電波情報工学	2	
	論理回路	2	モバイル通信工学	2	
	電磁気学1	2			
	電磁気学2	2			
	半導体基礎	2			
	情報システム特別講義	2			
	電波・電気通信法規	1			
	専門ゼミ	1			
	卒業研究	8			
	情報システム工学実験1	2			
	情報システム工学実験2	2			
	情報システム工学実験3	2			
	CAD/CAM	2			
生物情報学概論	2				

(6) 生物工学科

授 業 科 目			授 業 科 目		
		単位数			単位数
専 門 基 礎 科 目	有機化学 1 及び演習	1.5	専 門 科 目	有機化学 3	2
	生化学 1	2		機器分析化学	2
	生化学演習	1		生化学 3	2
	情報環境演習 1	1		応用微生物学	2
	情報環境演習 2	1		生物情報学	2
専 門 共 通 科 目	生命科学史	2		生物物理化学 1	2
	有機化学 2 及び演習	1.5		蛋白質工学	2
	有機化学演習	1		栄養化学	2
	生化学 2	2		植物資源利用学	2
	微生物学 1	2		食品生理学	2
	微生物学 2	2		生体高分子化学	2
	分子生物学 1	2		酵素有機化学	2
	分子生物学 2	2		天然物有機化学	2
	植物工学 1	2		生物物理化学 2	2
	植物工学 2	2		ゲノム工学	2
	細胞工学	2		植物代謝工学	2
	食品化学概論	2		生物工学関連法規	2
	生物学基礎実験	1		グリーンケミストリー	2
	分子生物学演習	1		生体構造論特別講義	2
	技術英語 2	1		バイオ計測基礎	2
	卒業研究 1	4		バイオ情報学	2
	生物学実験 1	1			
	生物学実験 2	1			
	生物学実験 3	1			
	生物学実験 4	1			
	生物学実験 5	1			
	生物学実験 6	1			
	生物学実験 7	1			
卒業研究 2	8				

(7) 環境工学科

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
専 門 基 礎 科 目	工業数学 1 及び演習	1.5	専 門 科 目	環境計量学	2
	工業数学 2 及び演習	1.5		水処理工学 1	2
	工業数学 3 及び演習	1.5		水処理工学 2	2
	環境工学概論	2		水質評価学	2
	環境水質学 1	2		水循環工学	2
	環境水質学 2	2		森林流域管理	2
	環境水質実験 1	1		水圏生物学	2
	環境水質実験 2	1		水圏生物実験	1
	環境基礎生物学	2		資源循環工学	2
	環境微生物学	2		資源循環工学実習	1
	環境物理化学及び演習	1.5		物質循環解析	2
	水理学 1	2		物質循環解析演習	1
	水理学 2	2		大気環境管理	2
	水理実験	1		環境修復工学	2
	構造力学 1	2		環境リスク工学	2
	構造力学 2	2		環境エネルギー論	2
	土質力学	2		環境マネジメント	2
	測量学 1	2		環境政策論	2
	測量学 2	2		ビオトープ論	2
	測量実習 1	1		河海工学	2
測量実習 2	1	環境計画学	2		
環境情報解析実習	1	地理情報システム	2		
環境プログラミング	2	環境計画実習	1		
専 門 共 通 科 目	専門ゼミ	1	環境材料学	2	
	フィールド実習	1	環境材料実験	1	
	環境工学実験	1	構造設計演習	1	
	卒業研究	8	土木施工管理	2	

別表第2（第41条関係）

区 分		機械システム工学科 知能デザイン工学科 情報システム工学科 環境工学科	生 物 工 学 科
総 合 科 目	人 間	2 単位以上	2 単位以上
	社会・環境	6 単位以上	6 単位以上
	言語・文化	4 単位以上	4 単位以上
	精神・身体	3 単位以上	3 単位以上
	総合科目計	19 単位	19 単位
基 礎 科 目		13 単位	14 単位
外国語科目	英 語	10 単位	10 単位
	第 2 外国語	2 単位	2 単位
キャリア形成科目		7 単位	8 単位
専門基礎科目、専門共通科目 及び専門科目		79 単位	77 単位
合 計		130 単位	130 単位

総合科目については、各系列ごとに中欄又は右欄に掲げる単位数の修得を必修とし、かつ、当該総合科目の各系列ごとの修得した単位数の合計が19単位以上とならなければならない。

富山県立大学大学院学則（案）

（目的）

第1条 富山県立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、深遠な学識と高度な研究能力とを兼ね備えた有為な人材を育成するとともに、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己評価に関して必要な事項は、学長が別に定める。

（研究科、専攻及び課程）

第3条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

研究科	専攻	課程
工学研究科	機械システム工学専攻	博士課程
	知能デザイン工学専攻	博士課程
	情報システム工学専攻	博士課程
	生物工学専攻	博士課程
	環境工学専攻	博士課程

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（博士前期課程における各専攻の目的）

第4条 博士前期課程における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 機械システム工学専攻

学部の環境調和型ものづくりを継承した機械工学に関する教育研究を行い、先端的で高度な機械工学及びその周辺分野の専門知識並びにライフサイクルアセスメント工学に基づく専門領域の学識を有し、創造力を発揮できる人材を養成すること。

(2) 知能デザイン工学専攻

電子工学、機械工学及び情報工学が融合した先端技術を修得するための総合的な教育研究を行い、幅広い視野で革新的な技術開発を行うことができる優れた専門性及び学識を備えた人材を養成すること。

(3) 情報システム工学専攻

技術革新及び情報社会を支える情報通信システムに関する教育研究を行い、幅広い知識及びそれらを総合する能力を有し、創造性に富み社会の変化に柔軟に対応できる人材を養成すること。

(4) 生物工学専攻

先端的なバイオテクノロジー及びその周辺分野の基礎知識を基盤とした教育研究を行い、食品、化学及び医薬品工業に関する専門的な知識及び技術

を有する研究開発指向型の人材を養成すること。

(5) 環境工学専攻

水循環工学、資源循環工学、環境政策学、環境デザイン工学その他の幅広い環境関連分野の教育研究を行い、環境問題の解決及び循環型社会の構築のための高度技術並びにマネジメント能力を有する人材を養成すること。

(博士後期課程における各専攻の目的)

第5条 博士後期課程における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 機械システム工学専攻

環境に配慮した安全で安心な社会の構築を目指した機械工学に関する教育研究を行い、先端的で高度な機械工学及びその周辺分野の専門知識を有し、高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(2) 知能デザイン工学専攻

電子工学、機械工学及び情報工学が融合した先端技術領域において独創的な教育研究を行い、現実課題の解決に適應できる高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(3) 情報システム工学専攻

技術革新及び情報社会を支える情報通信システムに関する教育研究を行い、問題を発見し解決する能力、自立して研究活動を行うことができる高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(4) 生物工学専攻

生命現象を分子レベルで解析し、それを応用へ繋げる創造的かつ独創的な教育研究を行い、独自で研究テーマを展開し、遂行することができる高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(5) 環境工学専攻

環境問題を解決し持続可能な循環型社会を構築するための技術やマネジメントに関する教育研究を行い、自ら問題を発見しその解決に対応できる高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(学生定員)

第6条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	入学定員	収容定員
機械システム工学専攻	博士前期課程	17名	34名
	博士後期課程	4名	12名
知能デザイン工学専攻	博士前期課程	17名	34名
	博士後期課程	4名	12名
情報システム工学専攻	博士前期課程	17名	34名
	博士後期課程	4名	12名
生物工学専攻	博士前期課程	15名	30名
	博士後期課程	4名	12名
環境工学専攻	博士前期課程	12名	24名
	博士後期課程	2名	6名

(修業年限及び在学期間)

第7条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、在学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とし、在学期間は、5年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。

(教職員組織)

第8条 本大学院の教職員は、富山県立大学（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員をもって充てる。

2 工学研究科（以下「研究科」という。）に工学研究科長（以下「研究科長」という。）を置く。

3 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

(工学研究科委員会)

第9条 研究科に、富山県立大学大学院工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会は、学長、研究科長及び研究科を担当する本学の専任の教授をもって組織するものとする。

3 富山県立大学学則（以下「本学学則」という。）第8条第3項の規定により副学長を置く場合には、当該副学長を研究科委員会の組織に加える。

4 前2項に規定する者のほか、必要に応じ、研究科を担当する本学の専任の准教授及び講師を研究科委員会の組織に加えることができる。

5 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 前二号で掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

6 研究科委員会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

7 研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(入学資格)

第10条 博士前期課程に入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

- (7) 学校教育法第 67 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、学長が研究科委員会の意見を聴き、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (8) 学校教育法第 68 条の 2 第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (9) 大学に 3 年以上在学し、学長が研究科委員会の意見を聴き、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 学長が研究科委員会の意見を聴き、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士後期課程に入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 学長が研究科委員会の意見を聴き、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(他の大学の大学院等における研究指導)

第 11 条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議のうえ、本大学院の学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(特別研究学生)

第 12 条 他の大学院の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき特別研究学生として学長が入学を許可することができる。

ただし、博士前期課程の学生について入学を許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

- 2 特別研究学生の授業料、入学料及び入学考査料の額は、理事長が別に定める。
- 3 その他特別研究学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(授業科目)

第 13 条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとし、各授業科目の授業時間数、履修方法等は、学長が別に定める。

(試験)

第 14 条 試験は年 2 回とし、学期の終わりに行う。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。

- 2 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめ、その旨を学長に届け出なければならない。
- 3 前項に掲げる者には、追試験を行うことができる。
- 4 試験の成績は、優、良、可、不可とし、不可は、不合格とする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第 15 条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、別に学長が定める範囲内で修得の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前 2 項の規定は、第 18 条第 1 項の規定により留学する場合に準用する。

(入学前既修得単位の認定)

第 16 条 学長は、学生が本大学院に入学する前に本大学院の博士前期課程において履修した授業科目について修得した単位(第 23 条において準用する本学学則第 60 条第 2 項の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、博士前期課程に入学した後の博士前期課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位については、10 単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(工学部学生による授業科目の受講)

第 17 条 本学学則第 39 条第 1 項の規定により本学工学部生が受講できる博士前期課程の授業科目は、研究科長が指定する。

2 前項の規定により指定した授業科目のうち本学工学部生が修得した単位は、博士前期課程に入学した後、4 単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(留学)

第 18 条 外国の大学の大学院又はこれに相当する教育機関で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 7 条に定める修業年限及び在学期間に含まれることができる。

(博士前期課程修了の要件)

第 19 条 博士前期課程を修了するためには、2 年以上在学して当該期間中に 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

(博士後期課程修了の要件)

第 20 条 博士後期課程を修了するためには、3 年以上在学して当該期間中に 14 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、大学院に 3 年(博士前期課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては 2 年、前条第 1 項ただし書の規定により修了した者にあつては当該在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 10 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当する者が、博士後期課程を修了するためには、3 年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

(学位の授与)

第 21 条 学長は、博士前期課程を修了した者には、学位記を交付し、修士（工学）の学位を授与する。

2 学長は、博士後期課程を修了した者には、学位記を交付し、博士（工学）の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。
（学位論文審査料）

第 22 条 学位論文審査料は、博士の学位申請書を提出するときに納付しなければならない。

（富山県立大学学則の準用）

第 23 条 富山県立大学学則第 2 章（第 17 条に限る。）、第 3 章、第 4 章（第 22 条及び第 26 条第 2 号を除く。）、第 5 章（第 31 条から第 34 条までに限る。）、第 6 章（第 43 条を除く。）、第 8 章、第 10 章、第 11 章及び第 12 章の規定は、本大学院に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 17 条、第 26 条、第 28 条、第 42 条第 1 項、第 59 条第 1 項、第 60 第 1 項、第 61 条、第 62 条第 1 項、第 64 条第 1 項、第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項	本学	本大学院
第 26 条第 1 号	大学	大学院
第 27 条、第 31 条第 3 項並びに第 42 条第 1 項及び第 2 項	学科	専攻
第 27 条、第 28 条	教授会	研究科委員会
第 28 条	他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）	他の大学の大学院
第 31 条第 1 項及び第 3 項	工学部長	研究科長
第 40 条第 5 項	第 6 条第 2 項	富山県立大学大学院学則第 7 条第 1 項又は第 2 項
第 41 条及び第 61 条	他大学等	他の大学の大学院
第 42 条第 1 項	工学部	研究科
第 46 条第 1 号	第 6 条第 2 項に規定する在学年限及び第 47 条	富山県立大学大学院学則第 7 条第 1 項又は第 2

		項
第 51 条第 1 項	授業料、入学料、入学 査料、特別聴講料、研修 料及び県民開放授業受講 料（以下「授業料等」と いう。）	授業料、入学料、入学 査料、特別聴講料、研修 料、県民開放授業受講料 及び学位論文審査料（以 下「授業料等」という。）
第 59 条第 2 項	大学を卒業した者	大学院を修了した者
第 63 条の 2 第 2 項	高等学校若しくは中等 教育学校	大学

(委任)

第 24 条 この学則（前条において準用する本学学則第 8 章の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧学則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当の規定に基づきなされたものとみなす。

別表 授業科目

(1) 機械システム工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数	
博士前期課程	教養	高度実践英語	2	
		科学技術論	2	
	MOT	技術経営論Ⅰ	2	
		地域産業論	2	
		技術経営論Ⅱ	2	
		創造性開発研究	2	
	エネルギー	機械	数値熱流体力学	2
			実験熱流体力学	2
			数理科学	2
			環境・エネルギー工学特論	2
			熱設計学	2
			応用統計熱力学	2
	エコデザイン	エコデザイン	CAD/CAM 特論	2
			信頼性工学特論	2
			LCA 工学特論	2
			自動車工学特論	2
			トライボロジー	2
			構造強度設計論	2
			基礎転位論	2
	エコマテリアル	エコマテリアル	有機材料強度学	2
			マテリアルエコプロセス論	2
			複合材料工学	2
			環境微細加工学特論	2
			構造材料強度学	2
			材料界面工学	2
	専門基礎	専門基礎	機械エネルギー工学基礎	2
			エコデザイン工学基礎	2
			エコマテリアル工学基礎	2
	演習・研究	演習・研究	機械システム工学特別演習Ⅰ	2
			機械システム工学特別演習Ⅱ	2
			機械システム工学特別研究	8
博士後期課程	演習・研究	機械システム工学特別演習Ⅲ	2	
		機械システム工学特別研究	12	

(2) 知能デザイン工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数	
博士前期課程	教養	高度実践英語	2	
		科学技術論	2	
	MOT	技術経営論Ⅰ	2	
		地域産業論	2	
		技術経営論Ⅱ	2	
		創造性開発研究	2	
	知能システム工学	ロボットデジタル制御	2	
		ロボット運動制御	2	
		知的学習システム	2	
	工学	知的インタフェース	生体電子応用工学	2
			知能情報工学	2
			認知情報科学	2
			聴覚情報処理	2
			パターン認識システム	2
			VLSI設計	2
			生体電磁環境工学	2
			計算論的神経科学	2
	工学	ナノマイクロシステム	光応用計測	2
			データ解析論	2
			マイクロマシン論	2
			先端バイオ計測法	2
			先端材料加工学	2
	工学	電子ナノデバイス	強誘電体工学	2
			先端プラズマ工学	2
			ナノ物質物性論	2
			ナノ物性評価法	2
			ナノ構造制御デバイス	2
			ナノ固体電子論	2
	演習・研究		知能デザイン工学特別演習Ⅰ	2
			知能デザイン工学特別演習Ⅱ	2
			知能デザイン工学特別研究	8
	期博士課程後	演習・研究	知能デザイン工学特別演習Ⅲ	2
			知能デザイン工学特別研究	12

(3) 情報システム工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	MOT	技術経営論Ⅰ	2
		地域産業論	2
		技術経営論Ⅱ	2
		創造性開発研究	2
	工学 情報メディア	大規模情報ネットワーク設計論	2
		アルゴリズム理論	2
		コンピュータネットワーク工学	2
		生体機械インタフェース	2
		学習と探索の理論	2
	工学 通信ネットワーク	光通信素子工学	2
		VLSI設計	2
		計算機電波工学	2
		ユビキタスネットワーク工学	2
		ユビキタスデバイス工学	2
		電波情報計測	2
		画像処理工学	2
		ユビキタスアプリケーション	2
	ソフトウェア工学	システム設計開発工学	2
		情報システム論	2
		システム最適化	2
		ソフトウェア検証	2
	演習・研究	情報システム工学特別演習Ⅰ	2
		情報システム工学特別演習Ⅱ	2
		情報システム工学特別研究	8
	期博士課程後	演習・研究	情報システム工学特別演習Ⅲ
情報システム工学特別研究			12

(4) 生物工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	MOT	技術経営論Ⅰ	2
		地域産業論	2
		技術経営論Ⅱ	2
		創造性開発研究	2
	酵素化学工学	酵素反応機構	2
		機能蛋白質化学	2
	応用生物プロセス学	生体触媒化学	2
		蛋白質科学	2
	微生物工学	抗生物質学	2
	生物有機化学	有機合成化学	2
		生物有機化学	2
		有機反応論	2
	機能性食品工学	機能性食品工学	2
		代謝遺伝学	2
		栄養生理学	2
	植物機能工学	植物機能工学	2
		植物資源利用工学	2
		植物生化学	2
	応用生物情報学	バイオインフォマティクス	2
		システム生物学特論	2
		先端バイオ計測法	2
演習・研究	生物学特別演習Ⅰ	2	
	生物学特別演習Ⅱ	2	
	生物学特別研究	8	
博士後課程	演習・研究	生物学特別演習Ⅲ	2
		生物学特別研究	12

(5)環境工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	MOT	技術経営論Ⅰ	2
		地域産業論	2
		技術経営論Ⅱ	2
		創造性開発研究	2
	水循環工学	環境モデリング	2
		土壌水圏科学	2
		大気物理化学	2
		環境リスク管理工学	2
		環境応用生態学	2
		水資源システム論	2
	資源循環工学・環境政策学	大気環境学	2
		廃棄物資源学	2
		物質循環解析学	2
		環境エネルギーシステム学	2
		環境経営学	2
		環境政策学	2
		環境・技術コミュニケーション論	2
		環境技術システム論	2
	環境デザイン工学	応用土質工学	2
		応用コンクリート工学	2
		環境計画論	2
		流域保全学	2
		土木事業施工論	2
		建設マネジメント論	2
	専攻共通	環境国際技術協力論	2
インターンシップ		2	
演習・研究	環境工学特別演習Ⅰ	2	
	環境工学特別演習Ⅱ	2	
	環境工学特別研究	8	
博士後課程	演習・研究	環境工学特別演習Ⅲ	2
		環境工学特別研究	12